

3. 修理依頼について

課外活動で利用している施設や設備に不具合がある場合は、学生生活支援センターとの幹部面談時に相談してください。

施設・設備に関する要望調査については毎年9月に学生部よりアナウンスをし、各団体からの申し出の締め切りは10月末としています。しかし、危険性がある場合は、その時期以外でも速やかに学生生活支援センターまで申し出てください。故障を放置しておく、それが原因で怪我をすることがあるうえに、修理に余分な費用がかかることがあります。

なお、故意に施設や設備を壊した場合は、それぞれのクラブや個人が修理費用を負担しなければならないことがあります。

<不具合確認例>

- ・扉の開閉がスムーズかどうか
- ・部室や道場が雨漏りしていないか
- ・コンセントが破損していないか
- ・壁や床に穴があいていないか